

（１）大学・学科の設置理念**①大学****ア 大学の教育理念**

環太平洋大学（以下、本学という。）は、学則第1条で「本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた次代を担う国際人となり得る人材を輩出し、社会に貢献することを目的とする。」を基本目的として掲げ、「人間性豊かな教育者・指導者の養成」と「実践力のある国際人の育成」を全学共通の教育理念に置いている。

イ 大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

環太平洋大学は、挑戦と創造の教育を建学の精神とし、①豊かな人間性と個性、②深い専門性と実践力、③コミュニケーション能力とグローバルマインドを身に付けた人材の育成を目指している。こうした人材を育成するため、各学部教育課程により学業を修め、学部・学科等ごとに定められた学位授与水準（学力・能力・資質）を満たし、上記能力を持つ人材として認められる学生に対し、学士の学位を授与する。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）**ア 次世代教育学部教育経営学科の設置理念**

少子化、核家族化、国際化、情報化等急激に変動する社会の中で、子どもたちは「学校」という場においてさまざまな問題に直面している。この子どもたちを教育する場である学校は「新しい不適応（学級崩壊・不登校・いじめ・学力の低下・非行・教師の不適応等）」という問題を抱える状況にあり、学校教育場面では今、新しい時代の渦中であっていかにかその機能を発揮できるかが問われている。これらの問題の解決には、教育制度や学校の仕組み等の改善が求められることは言うまでもないが、なにより子どもたちと向き合う教師が、いかに子ども達の教育的ニーズを見極め、適切に指導や支援を行うことができるかという教師の専門性の発揮が不可欠である。こうした高い専門性を身につけた教師一人ひとりが次世代教育の実践者としての役割を常に自ら検証し、見識を高めていく必要がある。

この学校教育に対する教諭の資質・能力への切実な期待を真摯に受け止め、教育経営学科（以下「本学科」という。）では、児童生徒に対する幅広い知識の教授はもちろんのこと、次世代教育の人格形成において基盤となる初等・中等教育段階の「学校」・「学級」の重要性に着眼し、輝きのある学校・学級を創造できる「教育経営力」と、教員免許状を取得する上で必要な教科等の指導法に関する実践的な「教育力」とを兼ね備えた「力量のある教師」の育成を探究する。

さらに、この力量ある教育経営力を備えた教師に求められる資質として、近年、高等学校における通級による指導の制度化の動きに代表されるような通常の学級に在籍する特別なニーズのある児童生徒への対応は、継続した喫緊の課題であり、教師の専門性の一つとして位置付ける必要がある。

また、人間・社会・家庭・自然とのさまざまな関係を見据えながら、次世代教育に携わる教育者として必要な児童・生徒と「関わる力」を理論的・実践的に修得し、もって次代を担う主体的な「個」としての子どもの成長と自立を支援できる教育者を育成する。

本学科の中心的テーマである「教育経営学」は、不登校・いじめ・学級崩壊・学力低下・教師の不適応等、今日の学校や社会が抱える現代的な教育諸課題に取り組むため、初等・中等教育段階における教育実践の中核的なテーマである。

この「教育経営学」の実践の場は小学校又は中学校・高等学校であるが、その実践の場に立つためには小学校教諭又は中学校・高校教諭としての免許資格を取得させることが不可欠となる。

そこで、本学科の構成としては、発達段階の差異に的確に対応するため、初等教育と中等教育を明確に区分し、従来の小学校教諭免許科目を主とした教育課程からなる小学校教育専攻と、英語教育に関する専門科目を加えた教育課程からなる中高英語教育専攻の2つの専攻を置くものとする。

これにより、本学科の課程で修得した初等・中等教育段階における「教育経営学」の知見を活かして、小学校教諭又は中学校・高等学校教諭(英語)のそれぞれの免許を取得する上で必要な実践的な教育・研究を推進し、基礎・理論系科目と応用・実務系科目とが有機的な連携をもって教育効果をあげることを本学科の目的としている。

イ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学科における人材養成に関する目的、教育研究上の目的は以下「学則」「ディプロマ・ポリシー」に示すとおりである。

【学則第4条の2より】（本学科のみ抜粋）

第4条の2 前条第1項に定める学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関しては、以下のように定める。（「略」）

3 教育経営学科では、次代を担う子どもが、豊かに自己実現をする上で不可欠となる基礎を培う教育を実践できる人材の養成を目的とする。（以下「略」）

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）より】

教育経営学科では、大学・学部・学科の人材養成の目的に従って、豊かな人間性を備え、初等教育あるいは中等教育（英語）に関する知識・技能を修め、それらをグローバルな視点で活かす実践力、コミュニケーション能力を有した次世代の教育者や指導者の養成を目指している。そこで、以下の資質・能力を身に付けた学生に学位「学士（次世代教育学）」を授与する。

- (1) グローバルな視点と知識を持ち、多文化・異文化について理解する能力を身に付けている。
- (2) 専門的知識を体験的・実践的に修得し、発達等の子ども理解に基づいた的確な学習指導や生徒指導、学級経営力を身に付けている。
- (3) 豊かな教養と、現代日本の社会と学校教育に関する幅広い知識と、理解する能力を身に付けている。
- (4) 周囲と良好な人間関係を築き、自己の考えを的確に伝えられるコミュニケーション能力を身に付けている。
- (5) 情報機器や教材の活用を含めた学習指導方法の基本とともに、問題解決に向かう論理的・批判的思考力を身に付けている。
- (6) 高い倫理観と規範意識、自己コントロール力、教師としての職責を果たそうとする真摯な姿勢を身に付けている。
- (7) 子どもの未来に対する強い使命感と責任感を持ち、教師としての成長をめざした生涯学習力を身に付けている。

- (8) 修得した知識・技能・態度を総合的に活用し、現代の教育課題に積極的に取り組み、解決できる能力を身に付けている。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

ア 大学の設置理念を実現するための教員養成の構想

特に次の3点に重点を置く。

(1) 個性教育：豊かな人間性と個性を育む教育

社会で有為な人材となりうる基盤はその人間性にある。この考えから、本学では、授業やスポーツ活動などあらゆる教育活動の原点に、豊かな人間性の育成と個性の伸長に重点をおいている。そして、それらを通して、優しさ、たくましさ、協調性などを培い、自立性と自律性を高め、個性を磨いている。教員養成においてはとりわけこの点を最も重視している。

(2) 実学教育：深い専門性と実践力を身に付ける教育

実社会で活躍していくためには、深い専門性に裏付けられた実践力が求められる。本学では、それぞれの学部・学科に専門領域に応じた高度で多様な授業科目を配置しており、これらの学修を通して真の実践力を培っている。とりわけ、教員養成においては現場経験の豊かな実務家教員を重点的に採用し実践的教育力の育成に力を入れている。

(3) 国際教育：コミュニケーション能力とグローバルマインドを涵養する教育

国際化時代に相応しい人材となるためには、それぞれの国の良さを理解し得る能力と良きものを積極的に取り入れる柔軟な姿勢が必要である。そのために、本学は全学科にわたる専門基礎科目として、国際性を育む教育科目群を配置し、国際感覚や生きたコミュニケーション能力が身に付くように配慮している。これからの教員にとって、こうした資質・能力は一層重要になると考える。

イ 大学として養成したい教員像

現在の我が国は、かつて経験したことのない超少子化社会が到来する中で、「持続的に発展可能な社会」を構築すること、そしてそれを担う人材の育成が国家的、大きな社会的な課題となっている。他方で、眼を世界に転ずると、今日の社会は国際化時代を迎え、人的・物的・文化的な交流や協働が急速に進展してきており、多くの分野において、国際感覚をもち地球的視野で物事を考える人材の育成が求められている。本学は、こうした時代のニーズに応え、社会で活躍できる人材を世に送り出すために、「豊かな人間性と個性を有した実践力のある専門的職業人・国際人」たる教員を養成する。そのため、上記で記したことを基盤にして、下記のような教員像を掲げて養成に取り組んでいる。

- (1) 優しさ、たくましさ、協調性など豊かな人間性を備え、個性を有した教員
- (2) 理論に裏付けられた実践力のある教員
- (3) 国際感覚をもち、地球的視野で物事を考えることのできる教員

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学科小学校教育専攻における教員養成に対する理念

21世紀の日本と世界の持続的発展を見据えて、大きな地球規模の変化・発展の未来を生きる次世代の子どもたちが一人ひとりの夢と個性を拓いていく上で、その基礎を培う小学校時代の

学校・学級の位置づけは非常に重要である。

小学校教育専攻では、その足場となる学校生活の中心である学級づくりに必要な「教育経営力」と「実践教育力」の獲得に向けて、子どもたちのもつ知的好奇心を基盤にして文化を分かち伝える授業の力量、さらには子どもとの関係を中心に保護者・地域、そして広く社会の子どもに関する諸活動に学び、協同して学校・学級づくりをすすめられるような「関わる力」と「コミュニケーション能力」に裏づけられた「教育経営力」の養成に重点をおく。そして、そのような資質・能力の形成を、子どもの理解と子どもが育つ社会環境の形成に必要な次の3つの角度から探究していく。

- ①子どもの成長・発達する力に着目し、それを引き出す発達論的アプローチ
- ②子どもの能力が発達するための自己表現を妨げる対人関係や心の問題を解き放つ臨床心理学的アプローチ
- ③子どもたちが生活し、育つ場として、家庭・学校・地域社会・日本と世界という広い関わりを視野に入れた社会システム論的アプローチ

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

上記（１）の②のア及び（２）の②で示した教師に必要な専門性の拡充と本学科等の目的・性格から「特別支援学校教諭」の教職課程を設置する。

これまで本学科では、前述の本学科の設置理念や教員養成像、教育課程等に基づき、平成19年度開設以来、小学校教育専攻と中高英語教育専攻において多くの小学校・中学校・高等学校教員を養成・輩出をしてきた。このような成果を基盤に「特別支援学校教諭」の教職課程を設置することに意義はあると考える。

特に、令和3年1月に取りまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、全ての教師に特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等を求めるとともに、特別支援学級・通級による指導を担当する教師には小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。併せて、概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要とされている。ここで示されている「Ⅲ．特別支援教育を担う教師の専門性の向上」には小・中・高等学校における特別支援教育の推進が求められている。この要請に対しても、本学科のこれまでの教員養成の成果や実績、取組み等を勘案して、小学校・中学校・高等学校における特別支援教育の資質を備えた「特別支援学校教諭」の人材養成に資する学科であると考え。

具体的には、改正された特別支援学校新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第72号及び第73号告知）には、以下の改善事項が示されている。

- ・初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学部入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学部段階間及び学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- ・児童生徒一人一人の調和的な発達を支える観点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学部及び中学部を通して明記したこと。

このことは、本学科の設置理念である「次世代教育の人格形成において基盤となる初等・中等教育段階の「学校」・「学級」の重要性に着眼し、輝きのある学校・学級を創造できる

「教育経営力」と、教員免許状を取得する上で必要な教科指導法に関する実践的な「教科教育力」とを兼ね備えた「力量のある教師」の育成を探究する。」と合致している。更に本学科小学校教育専攻においては、協同して学校・学級づくりをすすめられるような「関わる力」と「コミュニケーション能力」に裏づけられた「教育経営力」の人材養成をしている。

一方、少子化へと向かうなかで、多様性の尊重を念頭に子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、そうした課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが学校教育の喫緊の課題となっている。特に、発達障害を含めた障害のある子どもたちが在籍することを前提に、子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズや発達の段階に応じて、その力を伸ばしていく教育が求められている。さらに、特別な教育的ニーズのある子どもと通常発達の子どもの間が、分け隔てなく共に学ぶ環境を実現するインクルーシブ教育システム構築が重要な教育的課題となっている。このような複雑かつ困難な課題に対応できる教員の養成は、今や教職課程を置く全ての高等教育機関の責務である。このインクルーシブ教育システムの構築において、特別支援教育の充実には重要な役割を担う。これらの子どもの多様性を包摂した教育の充実は、本学科の設置思想における次世代の教育を担う人材育成を目指した「教育経営力」にまさに不可欠な要素であり、地域の中でその中核を担う特別支援学校の教員は無論のこと、小学校、中学校、高等学校など、次世代のあらゆる教育場面における教員に求められる資質である。

また、特別支援教育の充実の過程では、子どもの困難さの状態を把握し、個々の状態に応じた指導方針を整理した個別の指導計画や教育支援計画の拡充が求められる。これらの計画の策定にあたっては、特別な教育的ニーズに関する専門的知識や技能の修得だけでなく、教員同士、あるいは地域、医療、福祉等が相互に連携し、協力し合うことが必要である。この教育場面における連携と協力のニーズは、本学科の人材育成の理念に含む「関わる力」と「コミュニケーション能力」にほかならない。

以上を踏まえるならば、特別支援教育の領域は、これまで本学科で醸成してきた小学校教員養成の理念に加え、新たに踏み込んでいく領域だと言える。具体的には、多くの人材を輩出する小学校教諭の免許課程を基礎としながら、多様な障害のある子ども・児童への理解及び指導方法について理解を深め、知的障害、肢体不自由、病弱児の障害、発達・重複障害などといった障害の種類に対応して専門的に学びを深めたのち、教育現場での実践的スキルや態度の獲得を目指す。

カリキュラム上では、「特別支援に関する科目」において法定26単位以上修得の内訳を特別支援教育の基礎理論に関する科目4単位、特別支援教育領域に関する科目16単位以上、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目8単位以上心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習3単位 計31単位以上の修得とした。

各専門領域科目（免許法施行規則に定める科目区分）においては、以下のとおり専門的知識・知見・体験等を学修することを目的としている。

- (1) 特別支援教育の基礎理論に関する科目では、特別支援学校教員となるために概論を深めた特別支援教育総論について学修する。
- (2) 特別支援教育領域に関する科目では、特別支援学校教員となるために、知的障害者の心理・生理・病理の発展的な内容を学ぶとともに、肢体不自由児・病弱児・発達障害児の心理・生理・病理や障害児アセスメント(実態の科学的評価)や家族支援について学修する。

(3) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目では、発達・重複障害児の心理・生理・病理や障害児アセスメント(実態の科学的評価)や家族支援について学修する。あわせて、視覚障害児・聴覚障害児の心理・生理・病理や引き続き障害領域に応じた教育方法論を学ぶと同時に、各障害に対応したカリキュラム・マネジメントについて学修する。

(4) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習では、理論としての学びを実践の場で活用し、様々な障害のある子どもの実態に触れ、具体的な指導方法の知見を深める。

本学科の教育課程では、豊かな人間性、幅広い教養、基礎的学習能力、教育学・保育学・心理学・社会学などに関する専門的知識とそれらを活かす実践力、コミュニケーション能力、異文化理解力を身に付けることを目的に、教育的知識や技能に加えて、豊かな人間性やコミュニケーション能力を身に付けるために多様な科目を履修し、講義、演習や実習、アクティブ・ラーニング、PBL、ICT の活用などにより効果的に学修を深める教育課程を編成している。

平成27年(2015年)度からは「特別支援教育論」の科目を正課内に配置して、教員を目指す学生に対して特別支援教育の学修の機会を提供してきた。同科目は「旧教科又は教職に関する科目」としても設定していたため、小学校教諭と中学校・高等学校教諭免許取得を希望する学生には率先して修得を促してきた。加えて、教育研究活動の一環として、正課内に「学校支援ボランティア」科目を設定し、岡山市及び赤磐市を中心に年間約180名の学生が、本学近隣の学校園・特別支援学校にて以下の活動を実施して、学校種を横断した幅広い現場体験を継続している。

(1) 教育活動支援

- ・各教科、総合的な学習の時間などの指導補助
(授業補助、保育補助、得意分野での指導、体験談、講話、読書の指導 等)
- ・学校園の行事、部活動の指導
(スポーツ指導、文化的指導活動、音楽活動、体験活動 等)
- ・子どもたちの学習活動や学校生活の補助
- ・特別に支援を要する子どものサポート 等

(2) 環境整備支援

- ・花作り、校舎等の修理、窓ガラス清掃、草刈り、植木剪定 等
- ・各種標示札作成 等

(3) 学校安全支援

- ・登下校時の付き添い、校門でのあいさつ運動 等

また、近隣の岡山東支援学校、岡山瀬戸高等支援学校と包括連携協定を締結し、本学において同校の生徒が実習を実施している。本学の学生も授業の一環として同校にて学外授業を展開している。

以上のことから、教育経営学科小学校教育専攻に「特別支援学校教諭」の教職課程を設置する意義・必要性は十分に認められると考える。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	教職課程委員会
目的：	本学における教職課程に関する専門的業務を行い、その企画・運営・充実を図ること。
責任者：	教職課程委員長（本学教授）
構成員（役職・人数）：	①委員長（本学教授）1名、②健康科学科を除く各学科から1名選出し、計4名、③通信教育課程担当教員から1名、④教務課から1名、⑤その他、委員長が必要と認めた教職員（若干名）
運営方法：	月1回程度の会議の実施（事案によっては臨時開催） ①教職課程及び保育士養成課程の授業の編成・調整・支援に関すること。②教員免許状取得に関する履修指導。③教育実習、介護等体験、施設実習、保育実習を円滑に行うために、教育委員会及び各実習現場との連絡・調整に関すること。④教員免許等、資格申請手続きに関すること。

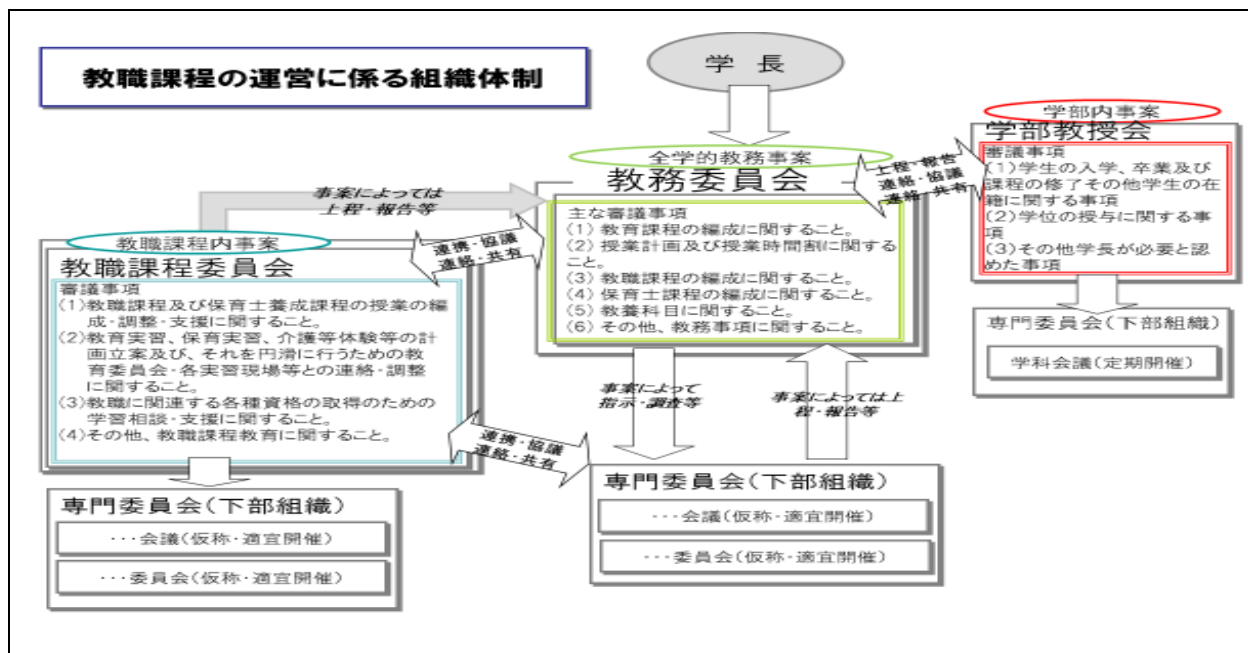
②

組織名称：	教務委員会
目的：	本学における教務事項に関する専門的全般業務を行い、その企画・運営・充実等を図ること。
責任者：	教務委員長（本学教授）
構成員（役職・人数）：	①教務部長、②各学科長、③教職課程委員長、④各学科から1名、⑤外国語教育関係教員1名、⑥情報教育関係教員1名、⑦教務課長
運営方法：	月1回程度の会議の実施 ①教育課程の編成に関すること。②授業計画及び授業時間割に関すること。③教職課程の編成に関すること。④保育士課程の編成に関すること。⑤教養科目に関すること。⑥その他、教務事項に関すること。

③

組織名称：	学部教授会
目的：	本学における学部学科に関する全般的事項を審議する。
責任者：	学部長（本学教授）
構成員（役職・人数）：	①副学長、②専任の教授、③専任の准教授
運営方法：	原則月1回の会議の実施 ①学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に関する事項 ②学位の授与に関する事項 ③その他学長が必要と認めた事項

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

「教師への道」研修

岡山県教育庁指導課が、学校現場の実態に即した講義や実践的な研修、グループ討議などをおとし、学校園での教育活動の体験に必要な知識の獲得や技能の習得を図るとともに、教師として必要な態度、豊かな人間性を養うことを目的に実施している。

参加資格・参加条件は、大学、大学院及び短期大学に在籍し、岡山県の教員を目指す学生に限る。

希望者は、「『教師への道』研修 登録用紙」に必要事項を記入し、郵送で申し込む。定員は 120 名で、希望者多数の場合は抽選となる。受講決定者には、後日研修受講の許可書が送付される。

大学関係者も、当該研修を参観し、意見交流等をする。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称： 「教師への道」 インターンシップ事業

連携先との調整方法： （岡山県教育庁指導課による出前説明会の実施）

【マッチング形式】

※県・市町村教育委員会が、学生からの希望内容（申請書）を確認し、受入学校園を決定し、それを学生に連絡し、面接する方式。

①学内に掲示している「受入形式一覧」（県教育庁指導課ホームページにも掲載されている。）で、希望する市町村が、マッチング形式か確認。

②希望する市町村がマッチング形式の場合、「申請書」（県教育庁指導課ホームページからもダウンロードできる。）に必要事項を記入し、大学の窓口へ提出。

※大学から、学生からの「申請書」とそれをまとめた「総括票」（県教育庁指導課ホームページからもダウンロードできる。）を岡山県教育庁指導課あてに送付。

③学生の「申請書」に基づき、学校園から学生に連絡有り。→面接の日時を決める。

- ④面接をして、相互の条件が合えば、契約書を交わし、インターンシップ開始。
- ⑤インターンシップの開始が決まり次第、「保険加入願」(県教育庁指導課ホームページからもダウンロードできる。)を受け取り、必要事項を記入し、各自岡山県教育委員会へFAXする。

【求人票形式】

※どの学校園が受け入れるかをまとめた受入学校園一覧(大学に掲示)を見て、申請書を提出するとともに、学生が直接希望する学校園に電話をし、面接する方式。

- ①学内に掲示している「受入形式一覧」(県教育庁指導課ホームページにも掲載されている。)で、希望する市町村が、求人票形式か確認。
- ②希望する市町村が求人票形式の場合、「受入学校園一覧表」(県教育庁指導課ホームページからもダウンロードできる。)で希望する学校園を確認。
- ③希望する学校園が確認できた場合、必要ならば、学生は大学の窓口で、「受入調査票」を閲覧し、さらに具体的な内容について情報を確認。
- ④希望学校園が決定したら、学生から直接、学校園に連絡を入れ、面接の日時を決める。同時に「保険加入願」(県教育庁指導課ホームページからもダウンロードできる。)を受け取り、必要事項を記入し、各自岡山県教育委員会へFAXする。
- ⑤面接をして、相互の条件が合えば、契約書を交わし、インターンシップ開始。

具体的な内容： 大学、大学院及び短期大学に在学する学生が、岡山県内の公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校でのインターンシップ又はボランティアの活動を通じて、教職への適性を確認し、多様化及び複雑化する学校教育への理解を深め、実践的指導力の基礎を身につけることを目的とする事業です。

②

取組名称：	学校支援ボランティア
連携先との調整方法：	年度初めに本学の希望学生を対象とした『学校支援ボランティア研修会』を、岡山市教育委員会生涯学習課が本学にて実施。
具体的な内容：	(1) 教育活動支援 ・各教科、総合的な学習の時間などの指導補助 (授業補助、保育補助、得意分野での指導、体験談、講話、読書の指導 等) ・学校園の行事、部活動の指導 (スポーツ指導、文化的指導活動、音楽活動、体験活動 等) ・子どもたちの学習活動や学校生活の補助 ・特別に支援を要する子どものサポート 等 (2) 環境整備支援 ・花作り、校舎等の修理、窓ガラス清掃、草刈り、植木剪定 等 ・各種標示札作成 等 (3) 学校安全支援 ・登下校時の付き添い、校門でのあいさつ運動 等

Ⅲ. 教職指導の状況

<教職課程委員会・教務課>

教職課程委員会は、委員長のもとに、学科から選出された2名の専任教員と通信教育課程担当教員から1名、教務課職員1名で組織し、教育職員免許課程や保育士養成課程の時間割編成、履修登録に関する指導や免許申請業務に加えて、各種の実習を円滑に実施していくために教育委員会や保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の実習校・実習施設との諸連絡・調整をはかる。

一方、各種資格取得希望者のための学習相談・支援については、経験豊富な実務家教員が適切なアドバイスを提供し、また実習校への事前・事後の学校並びに施設訪問や研究授業の際には実習担当教員が出向く等の十分な指導体制を構築している。

また、教育実習ガイダンス、教育実習事前説明会、介護等体験ガイダンス等を教職課程委員会と教務課が連携して実施している。

<教職支援室>

本学では、教員志望の学生たちに教員としての使命感や責任感を自覚させるとともに、教育実習、施設実習、保育実習等を円滑に推進するため各実習現場と大学との連携を図ることを目的とする「教職支援室」を設置している。また、知識の向上と実践力の強化を図ることができるように教員を目指す学生にとっての登竜門となる教員採用試験の対策講座を実施し、試験の傾向と対策や面接指導等を徹底して行うものとする。その他、地域の学校現場のイベント等に学生を積極的に参加させることでボランティア精神の育成にも取り組み、地域の教育振興にも貢献していく。

様式第7号ウ

＜次世代教育学部教育経営学科小学校教育専攻＞（認定課程：特支一種免）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	※特別支援学校教諭免許状は小学校教員免許状を基礎資格として取得するものである。よって、1年次は主として小学校教諭一種免許状の取得に関する科目等を学修することとなる。具体的には、小学校教員の基礎的教養としての外国語、体育実技・情報機器の操作を履修し、小学校教員としての基礎的能力を身に付ける。また小学校教員の専門性の土台となる科目としての教職入門、教育心理学等を学修し、その基礎的能力を身に付ける。教科に関する基礎的科目として、国語科・算数科・小学校英語を通して、早期から実践的な学修に努める。
	後期	前期に続き、日本国憲法、体育理論などを履修し、小学校教員としての基礎的教養を身に付ける。また、教育の思想と原理を学修し小学校教育の原理や児童の理解を通じて、教育や子ども理解の基礎的知識を習得する。教科に関する基礎的科目として、社会科・理科を通して、早期から実践的な学修に努める。さらに、特別支援学校教員となるために、概論を深めた特別支援教育総論について学修する。
2年次	前期	小学校教員の専門性の土台となる学部共通科目としての次世代教育学総論を学修し、その基礎的能力を身に付ける。教科に関する基礎的科目として、音楽表現、造形表現指導に関する知識・技能等を習得する。社会科・算数科の教育法の演習を通して、早期から実践的な学修に努める。更に特別支援学校教員となるために、知的障害児の心理・生理・病理について主として医学的な見地から学修する。また、心理学の領域では学習心理学や認知心理学の学びを通して、学習場面における発達の遅れや偏りについても知見を深める。
	後期	小学校における国語科・生活科・理科など、教科指導に関する知識の理解と基礎的な指導法を習得するとともに、家庭科領域の技能の習熟に努める。更に発達心理学・教育相談を通して、子どもの心の発達や課題について具体例にも触れながら学修し、現代の子どもを取り巻く様々な課題を、多角的・総合的に考察する土台を形成する。子どもや保護者へのカウンセリングの基礎知識、基本技能を学び、保護者・家庭支援の理論を学ぶ。特別支援学校教員の専門領域として、知的障害者の心理・生理・病理の発展的な内容を学ぶとともに、肢体不自由児・病弱児・発達障害児の心理・生理・病理や障害アセスメント(実態の科学的評価)や家族支援について学修する。
3年次	前期	引き続き小学校における生活科・家庭科・体育科などの教科指導法における技能を習得する。また小学校での教育実習(3週間)の事前・事後指導、教育実習の経験を通じて、子どもへの理解を深め、効果的な指導法や子どもと関わるための技能の習得に努める。特別支援学校教員の専門領域として、知的障害児の心理・生理・病理の発展的な内容を学ぶとともに、重複障害児の心理・生理・病理や障害アセスメント(実態の科学的評価)や家族支援について学修する。
	後期	小学校における教育実習を通して得た知見を深め、協働性や責任感を養う。またゼミナールⅠを通じて、学校教育における指導方法の科学的根拠の理解に努めるとともに、課題を見つけ、学生同士で議論しながら、解決方法を志向する姿勢を身に付ける。特別支援学校教員の専門領域として、病弱児や重複障害等の心理・生理・病理や、各種障害領域の教育方法論について学修する。心理学領域では、パーソナリティ心理学等を通して、愛着に課題のある子どもや性自認に悩む子ども等の理解を進め、現代的な学校教育の課題解決に迫る。
4年次	前期	ゼミナールⅡを通じて、子ども理解と指導技術の深化に努める。小学校における様々な教育方法の研究、道徳教育、総合的な学習の時間の指導、特別活動の指導、生徒・進路指導等、多様な指導を行うための発展的な知識・技能を身に付ける。また、保護者や関係機関との連携について学修することで、教育の現場における実践的な支援・指導ができるようにする。特別支援学校教員の専門領域として視覚障害児・聴覚障害児の心理・生理・病理や引き続き障害領域に応じた教育方法論を学ぶと同時に、各障害に対応したカリキュラム・マネジメントについて学修する。
	後期	特別支援学校における教育実習(2週間)等では、理論としての学びを実践の場で活用し、様々な障害のある子どもの実態に触れ、具体的な指導方法の知見を深める。4年間の学びと2度にわたる教育実習を振り返って、小学校や特別支援学校の教育現場では何が教師に求められ、どのように行動しなければならないのかを実践演習を通じて理解し、自身の指導力の向上に繋げる。さらに教職に対する考え方について総括できるようにする。また、ゼミナールⅡを通じて、身に付けた知識やスキルを統合し、自らの得意分野を生かし、自身が最も関心を抱く教育課題を設定し、その解決に主体的・協働的に取り組み、卒業研究に集大成する。

様式第7号ウ（特支）

<次世代教育学部教育経営学学科小学校教育専攻>（認定課程：特支一種免）（基礎免許状となる課程：小一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称									
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム							特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム		その他教職課程に関連のある科目
		教育の基礎的理解に関する科目等			教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目			
年次	時期	科目	必要	科目名称				科目	中心	科目名称	
1年次	前期	2	C	教職入門B			体育実技				
		2	E	教育心理学B			英会話				
		1	A		言葉の理解		コンピュータリテラシー I				
		1	A		数の理解						
		1	A		英語の理解						
	後期	2	B	教育の思想と原理B			日本国憲法	1		特別支援教育	
		1	A		社会の理解		体育理論	1		特別支援教育総論	
		1	A		自然の理解						
2年次	前期	3	J	特別活動の指導法(初等)		人権と教育		2	知	知的障害児の心理・生理・病理	
		3	I	総合的な学習の時間の指導法(初等)				3	知	知的障害児教育 I	
		1	A		音楽の理解			2	病	病弱児の心理・生理・病理	
		1	A		美術の理解	次世代教育学総論					
		1	A		運動・健康の理解	教育評価					
		1	A		社会科教育法	介護等体験実習					
		1	A		算数科教育法						
	後期	3	L	生徒指導・進路指導論(初等)				2	肢	肢体不自由児の心理・生理・病理	
		3	N								
		2	E	発達心理学B				3	知	知的障害児教育 II	
		1	A		生活の理解			7	LD	発達障害児教育総論	
		1	A		衣・食・住の理解						
		1	A		国語科教育法						
		1	A		理科教育法						
		3	M	教育相談B							

[illegible]